

第 21 号

平成 29 年度 徳 島 県 病 院 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成29年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	790床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	203,670人
外 来	256,444人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	558人
外 来	1,051人
(4) 主要な建設改良事業	
病院増改築工事費	292,256千円
医療器械及び備品購入費	203,672千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	22,746,022千円
第 1 項 医 業 収 益	18,994,361千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,751,661千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	23,560,769千円
第 1 項 医 業 費 用	22,718,441千円

第2項 医 業 外 費 用 842,328千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,342,308千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,010千円及び過年度分損益勘定留保資金1,341,298千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	6,126,393千円
第1項 企 業 債	364,000千円
第2項 負 担 金	757,042千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補 助 金	5,351千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	7,468,701千円
第1項 建 設 改 良 費	524,283千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,666,725千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,277,693千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院総合情報システム統一化業務委託契約	平成30年度	2,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 364,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,554,492千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,880,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 22 号

平成 29 年度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成29年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	326,100,000 k W h
	太陽光発電所	4,580,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	531,446千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款 事 業	収 益	3,305,906千円
第 1 項 営 業	収 益	3,289,690千円
第 2 項 財 務	収 益	9,539千円
第 3 項 事 業 外	収 益	6,677千円
支		出
第 1 款 事 業	費 用	3,150,844千円
第 1 項 営 業	費 用	3,020,494千円
第 2 項 財 務	費 用	6千円
第 3 項 事 業 外	費 用	125,344千円
第 4 項 特 別	損 失	2,000千円
第 5 項 予 備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額560,487千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額39,335千円及び過年度分損益勘定留保資金521,152千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収 入	471,259千円
第1項 固定資産売却代	397千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	470,862千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	1,031,746千円
第1項 建設改良費	531,446千円
第2項 投 資	500,300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小水力発電流況調査及び概略設計業務委託契約	平成30年度	10,800千円
日野谷発電所川側擁壁耐震対策事業工事請負契約	平成30年度	7,511千円
川口ダム予備電源設備等取替事業工事請負契約	平成30年度	82,969千円
水力発電集中監視制御システム改良事業工事請負契約	平成30年度	7,935千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,031,434千円

(2) 交 際 費

105千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

平成29年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	66,455,550m ³	吉野川北岸工業用水道	38,533,050m ³
		阿南工業用水道	27,922,500m ³
(3) 1日平均給水量	182,070m ³	吉野川北岸工業用水道	105,570m ³
		阿南工業用水道	76,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	394,002千円
		阿南工業用水道改良工事	283,525千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,217,403千円
第1項 営業	収	益	1,156,854千円
第2項 営業外	収	益	60,549千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,102,146千円
第1項 営業	費	用	1,056,823千円
第2項 営業外	費	用	45,323千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額364,090千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,119千円及び過年度分損益勘定留保資金314,971千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	509,432千円
第1項 固定資産売却代	99千円
第2項 他会計長期借入金	500,000千円
第3項 その他収入	9,333千円
支 出	
第1款 資本的支出	873,522千円
第1項 建設改良費	677,527千円
第2項 企業債償還金	195,995千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
長岸水管橋撤去事業工事請負契約	平成30年度	11,000千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	227,348千円
(2) 交際費	11千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成29年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,132千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		8,259千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		519千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,504千円
第1項 営 業 費 用		1,503千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		137,693千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		137,693千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成29年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	19,427千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 事 業	収 益		75,989千円
第1項 営 業	収 益		75,033千円
第2項 営 業 外	収 益		956千円
支		出	
第1款 事 業	費 用		68,869千円
第1項 営 業	費 用		68,866千円
第2項 営 業 外	費 用		3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,427千円は、過年度分損益勘定留保資金19,427千円で補てんするものとする。)

支		出	
第1款 資 本 的	支 出		19,427千円
第1項 建 設 改 良	費		19,427千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門